

特定疾患療養管理料から生活習慣病管理料

への移行について

平素より当院をご利用いただき、ありがとうございます。

近年では生活習慣病（高血圧、脂質異常症、糖尿病）の患者数が増加しており、健康長寿への大きな障害となっています。生活習慣病の多くは食生活、運動、休養、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣を見直すことで、疾病の発症、進行を抑制できると言われております。

厚労省は令和6年（2024年）6月1日に診療報酬の改定を行いました。

この改訂に伴い、これまで高血圧、脂質異常症、糖尿病いずれかで特定疾患療養管理料を算定していた方に関しましては、食事や運動の指導も併せたより総合的な療養計画を策定し治療管理を行う「生活習慣病管理料」へと移行することになりました。

移行による自己負担額に大きな変更はございませんが、個々に応じた目標設定や血圧、体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した療養計画書へ初回のみ署名（サイン）をお願いすることになります。

6月1日以降、高血圧、脂質異常症、糖尿病の患者様には初回のみ『療養計画書』への署名（サイン）を職員から依頼することがあります。

何卒ご理解とご協力を承りますようお願い申し上げます。

すぎもと内科クリニック 院長 杉本親寿